



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No.216

2016
Jul.

7

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

奈良県での世界自閉症啓発デー ブルーライトアップ

2016年6月26日大和郡山市福祉会館で特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第9回総会が行われました。その席上で来賓としてお越しくださった上田 清大和郡山市長からうれしい来賓挨拶をいただきました。それは、来年の4月2日の世界自閉啓発デーは郡山城天主台展望台をブルーライトで飾りましょうという内容でした。現在、大和郡山市では平成29年3月末の完成を目指して、「郡山城天守台展望施設整備事業」が進められています。そこで、郡山城址展望台完成のイベントの1つとして上記のブルーライトアップをしたいというご提案をいただきました。このうれしい来賓挨拶に総会に参加した会員から感謝とおどろきの拍手がわき起こりました。今回は総会の基調提案として「会員の声」

を河村・石川さん・飯田さん・祭原さんがしました。そのあと来賓の方の挨拶に続き、本会理事の堀智 晴さんによる公開講演「奈良県のインクルーシブ教育及び体制づくりの現状について」がありました。総会議事では、本協会のホームページをもっと見やすいものにしてほしいなどの意見をいただきました。さらなる自閉症啓発活動をめざし今年も頑張っていきたいと思えます。以下が今回の総会に来賓としてお越しくださった方々です。(敬称略)

- 大和郡山市長 上田 清 (うへだきよし)
- 奈良県発達障害者支援センターでいあセンター長 森山貴司 (もりやまたかし)
- 健康福祉部障害福祉課長 芝池多津子 (しばいけたづこ)
- 奈良県教育委員会事務局学校教育課 深田展巧 (ふかたのぶよし)

- 参議院議員 堀井 巖 (ほりいいわお)
- 衆議院議員 高市早苗 代理秘書 木下 守 (きのしたまもる)
- 奈良県会議員 小林 てるよ (こばやしてるよ)
- 奈良県会議員 梶川 虔二 (かじかわけんじ)
- 奈良県重症心身障害児(者)を守る会 会長 江原 明 (えはらあきら)
- 奈良県手をつなぐ育成会副理事長 藤本みち子 (ふじもとみちこ)
- 奈良県高機能自閉症児者の会アスカ 小芝愛子 (こしばあいこ)
- 川西町LD研究会 松村定則 (まつむらさだのり)
- 中学生のなやみの相談室 城山吉史 (しろやまよしふみ) (河村)



団体名: 一般社団法人 日本自閉症協会
 代表者名: 会長 市川 宏伸
 担当者氏名: 常任理事 柴田洋弥
 連絡先: 090-6168-4540
 shibata16@mbr.nifty.com
 平成29年度予算要望事項・厚生労働省関係
 I 予算要望

1. 発達障害者支援地域協議会の設置推進
 発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援地域協議会の制度が定められたが、従来課長通知で実施されてきた発達障害者支援体制整備検討委員会を設置していない都道府県等もあるため、全都道府県等が早急にこの新たな協議会を設置するように、国としての取り組みを強化して

いただきたい。
 2. 発達障害者地域支援マネージャーの配置推進
 発達障害者が可能な限り身近な場所で支援が受けられるように、都道府県等が発達障害者地域支援マネージャーを6名程度配置する事業が平成26年度より開始され、市町村や事業所への支援、医療機関との連携を図ることとなった。しかしこの事

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

業を実施する都道府県等が少なく、またマネージャーの配置人数も国基準に満たない現状にあるため、全都道府県等において同マネージャー全員が配置されるよう、国としての取組みを強化していただきたい。

3. 支援現場実習を伴う支援者育成研修の実施

発達障害者支援法の改正により、専門的知識を有する人材の確保を図ることとなったが、講義形式の研修だけでは不十分である。日本財団の補助により、当協会と全日本自閉症支援者協会（元全国自閉症者施設協議会）とで共催している発達障害支援スーパーバイザー養成研修については、発達障害者への支援現場における実習ができる唯一の研修として好評を得ているところである。この研修を国の人材育成の研修として引継ぎ、さらに内容の充実を図ってい

ただきたい。

4. 強度行動障害支援者養成研修の拡充

行動障害を伴う自閉症の児童・成人が、障害児支援・障害福祉サービスや施設入所支援等において、適切な支援を受けることができずに放置や虐待を受けたり、事業者から支援を拒否される場合がまだ多いため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の早急な拡充を図りたい。

5. 地域の保健師への研修体制

発達障害の早期発見・早期療育のためには、地域の保健師が発達障害の診断や療育支援の正しい知識をもつことが重要であるため、その研修を進める体制について検討していただきたい。

6. 発達障害に関する診療報酬の見

直し

かかりつけ医等の発達障害対応力向上研修事業が平成28年度より開始されるが、発達障害の診断やアセスメント、デイケアなどの手間のかかる対応がきちんと行われるように、診療報酬において適正な評価を行うよう見直していただきたい。

7. 本人意思に基づく意思決定支援のガイドライン作成

障害者権利条約は、どのような重い障害のある人にもその人なりの意思や好みがあることを前提として、その意思や好みに基づく意思決定支援を求めている。その中には、本人の意思通りでは本人に損害をもたらす場合の意思形成の支援も含まれる。社会保障審議会障害者部会における意思決定支援のガイドラインの作成に当たっては、この基本的な理解に基づいて行われるよう図られた

い。

8. 放課後デイサービスの見直し

放課後デイサービスについては、自閉症をはじめとする発達障害児への支援の専門性が確保されるよう、職員の研修を強化していただきたい。また、高等学校に入学できなかった場合にも利用可能なように見直すとともに、定員規模の減額率についても見直しをしていただきたい。

9. 成人期の余暇活動支援の創出

学齢期には放課後デイサービスが利用できるが、成人期になると休日や夕方の余暇活動の支援制度がない状況にある。日中一時支援は市町村格差が大きく、ほとんど活用できない地域が多い。両親が働いている家庭にとっては深刻な事態にもなっている。地域生活の支援策として、新たな制度の検討を図りたい。

10. グループホーム等の整備と地域生活支援施策の推進

自閉症のある人の利用するグループホームについては、集団としての生活よりも、一人一人の生活を尊重した支援が必要である。また、ある程度規模を大きくして複数の職員が支援できる体制を確保したり、逆に個別性を重視してサテライト型を長期利用するなど、多様な運営が可能な制度とする必要がある。特に都市部においてグループホームが不足しており、同居している親の高齢化により生活の場を失う事態が増えている。グループホームの増設とともに、地域生活支援拠点の整備や、行動援護・重度訪問介護等の利用促進など、地域生活支援の施策の強化を図りたい。

11. 生活訓練事業、自立生活援助等

の整備

成人期の発達障害者が地域で自立して暮らすためには、発達障害者の障害特性に対応できる職員を配置した通所型・宿泊型の生活訓練事業や、障害者総合支援法の改正による自立生活援助の活用が重要である。そのための人材育成や報酬上の評価を検討していただきたい。

12. 高齢期の発達障害者への支援の強化

親の高齢化及び発達障害者自身の高齢化に伴い、地域生活を維持することが困難となる事例が増えている。障害者総合支援法改正により介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組みが設けられることとなったが、長期ひきこもり状態の発達障害者の問題など、高齢化に伴う支援方法の研究・開発を進め、支援体制の強化を図りたい。

13. 就労継続支援B型の工賃向上の取り組みの見直し

就労継続支援事業B型の工賃実績が前年度より下回った場合に報酬加算が減る仕組みについては、利用者が過重な作業能率の向上を求められて情緒が不安定になったり、作業能率の低い障害者が利用を断られたりする弊害もあるため、見直していただきたい。

14. 産業医の発達障害理解促進の取り組み強化

企業で働く発達障害者の雇用促進と雇用継続にとって、産業医は重要な役割が期待される。しかし、産業医のこの障害に対する認識はまだ十分ではない。発達障害者支援法の改正を受け、早急に産業医の発達障害理解の促進を図りたい。

余分なものは表示しないこと、②板書の場所や消去には児童生徒の理解やノート記載速度などを配慮すること、③聞きながらノートを書くことを同時に行うことが困難な児童生徒について個別に配慮を行うことについては、早急に取り組んでいただきたい。

4. インクルーシブ教育の進展に対応し、通常の高等学校に在籍する自閉症をはじめとする発達障害のある生徒のキャリア教育・就労支援が進められるよう、教育・相談・支援のセンター的機能のある機関の設置及び相談・支援コーディネーター育成のためのモデル事業等により研究開発を図っていただきたい。

5. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業について、発達障害早期支援研究事

団体名： 一般社団法人 日本自閉症協会

代表者名： 会長 市川 宏伸

担当者氏名： 常任理事 柴田洋弥

連絡先： 090-6168-4540

shibata16@mbr.nifty.com

平成29年度予算要望事項・文部科学省関係

I 予算要望

1. 学習指導要領の改訂にあたり、自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒に対する各教科等における指導内容、方法等や、ICT活用を含む合理的配慮事項を十分検討し、インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて小中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に反映されるようにしていただきたい。

業、各学校段階移行期の引継に関する系統性のある支援研究事業、放課後デイサービス事業者との連携支援に関する放課後等福祉連携事業の調査研究が行われているが、その結果に基づいて、全都道府県においてなるべく早くこれらが実施されるよう取り組んでいただきたい。

6. インクルーシブ教育構築のために、自閉症をはじめとする発達障害の理解、教育、支援の充実に関連して、小中学校及び高等学校の校長を含む全ての教職員に研修事業を推進していただきたい。

また、児童生徒が発達障害について適切な理解ができるような授業を実施していただきたい。

7. 自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、平成19年12月に国連が定めた「世

2. 平成24年12月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」及び平成26年3月に国立特別支援教育総合研究所が公表した補足調査に示されている、校内支援体制、個別の指導計画の作成の徹底、特別教育支援員の配置増、環境整備、指導内容・方法の充実等の課題を解決するための方策を早急に実施していただきたい。

3. 通常の学級にいる発達障害の可能性のある児童生徒への合理的配慮と、誰にでもわかりやすい授業というユニバーサルデザインの視点から、教室環境の整備や板書の工夫、児童生徒の理解に合わせた学習の進め方等、授業の改善・充実を図っていただきたい。

特に、①教室正面の掲示物を整理し

界自閉症啓発デー」、及び平成24年12月の第67回国連総会で採択された「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議（略記）の趣旨を学校教育において周知させ、さらに積極的な啓発活動を行っていただきたい。

8. 知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における知的障害と自閉症、自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症と情緒障害について、それぞれ児童生徒の在籍状態等の実態を明らかにして公表していただきたい。

9. 知的障害特別支援学校において、自閉症の児童生徒数が増加している現状及び、自閉症の障害特性に応じた教育の必要性があることから、自閉症のある児童生徒と自閉症のない児童生徒の学級および教育課程を分けて実施する方向を示し、指導の充

実を図っていただきたい。

また、知的障害特別支援学級においても、知的障害と自閉症を併せもつ児童生徒の教育内容や指導方法等を充実させていただきたい。

10. 通級による指導を受ける自閉症の児童生徒が増えているため、教室の増設、担当教員の加配をするとともに、児童生徒の多様なニーズに対応できるよう専門性を高めていただきたい。

12. 強度行動障害の低減化を図るためには、学齢期における自閉症の児童生徒への適切な教育や配慮が不可欠であるため、学校現場における支援の改善・充実のために教員向けの研修を事業として実施していただきたい。

13. 特別支援学校における職業教育

について、可能な限り高等部以前の早い時期から取り組んでいただきたい。

II 中長期的な課題に関する要望

1. 自閉症の児童生徒が特別支援学校や特別支援学級において大きな割合を占めている状況に相応しい法制度が図られるよう、学校教育法第72条に「自閉症の人々」を位置づけ、同様に75条、80条、81条等、関係する法令においても明記していただきたい。

2. 自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒のために、障害特性を配慮した教科書及び指導書についてのさらなる研究開発を図り、現在使用している教科書の問題点を明らかにして、改善していただきたい。

3. 自閉症スペクトラムの特性を持つ生徒が増えている現状をふまえ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、知的障害特別支援学級の生徒数を5人以下とするか、担当教員の加配を図っていただきたい。

4. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進していただきたい。

5. 各大学の教育学部教員養成課程に「発達障害教育」科目を立て、自閉症をはじめとする発達障害についての理解を必須科目としていただきたい。

6. 自閉症の人々のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成していただきたい。

7. 大学医学部に児童青年精神医学を講ずる講座または部門を正式に立ち上げ、自閉症をはじめとする発達障害の臨床にかかわる専門医の養成を行っていただきたい。

8. 自閉症をはじめとする発達障害のある人々を正しく理解し、適切な支援を担う人材を医療・教育・福祉・労働の分野において養成し、確保していただきたい。また、自閉症の人々にかかわる教職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な教育機関および全日本自閉症支援者協会（元全国自閉症者施設協議会）加盟施設の現場での実習やその人材を活用していただきたい。

本年度総会での、「奈良県自閉症協会・会員からの声」～まとめ

河村理事長より

「発達障害児・者を取り巻く支援整備の方向性に、カナータイプ等の重度障害といわれる当事者・家族が置き去りにされているのを感じる。支援の基盤作りに重度障害者への支援は欠かせない。」



石川様より

「本人の意思を尊重したグループホーム入所に向けて、自閉症家族は若年期からの心の準備を、そして行政・福祉は事業所の環境整備を。」

飯田様より

「行動障害



の著しい自閉症当事者と家族の生活保障と環境整備を。自閉症に関わる学校・行政・福祉・医療との連携、そして皆様の正しい障害理解と対応を。」

祭原様より

「近年の特別支援教育の充実を実感しており、感謝。一方で、学校教育で培った能力を生かせる、地域の就労基盤が薄く、学校卒業の不安が募る。就労支援の拡充を。」

湯浅様より

「4月2日世界自閉症啓発デー・イ



ベントの奈良県での開催実現を。日本各地・世界各国と共に、青いライトアップを通し、すべての発達障害児者・家族の生きづらさを払しょくできる社会を願います。」

(総会当日の演台のお花も、ブルーを基調にしたアレンジを上島さんがご用意してくださいました)

堀 先生

公開講演「奈良県のインクルーシブ教育及び体制づくりの現状について」



【イエローリボン運動】 支援自動販売機のご提案

伊藤園

【イエローリボン運動】とは
人々の意識を変え、まちを変え、障害のある人もない人も共に暮らし、すべての人が参加できる社会をみんなでつくっていく取り組みです。

日本障害フォーラム(JDF)は、2006年に国連で採択され、2014年1月に日本が批准した障害者権利条約の実施を通じて、障害のある人びとの社会参加を推進していくために、<イエローリボン>運動を提唱しています。

アクション①【イエローリボンの啓発活動】

- ・講演会・フォーラム等を通じた啓発と情報発信。
- ・印刷物・映像等の媒体を通じた啓発と情報発信。

・ピンバッジ等のグッズの普及を通じた啓発と情報発信。

アクション②【イエローリボンの実践活動】

- ・障害者に関わる法制度の向上。
- ・建物・交通・情報等のバリアフリーの拡大。
- ・教育、就労、公的・民間サービス等における参加と支援の拡大。

【イエローリボン】支援 自動販売機

□自動販売機設置先様

設置スペースをご提供いただき、売上の一部の運動の支援にご提供いただきます。

販売金額に応じて伊藤園が販売手数料をお支払いいたします。

□伊藤園

設置先様に代わり、自動販売機の運営及び販売手数料・寄付金をお支払いいたします。

[販売手数料] 設置先様へご入金

【寄付金】設置先様に代わり、日本障害フォーラム様へ直接ご入金

□消費者の皆様

商品をご購入いただき、運動にご貢献していただきます。

□日本障害フォーラム(JDF)

寄付金のイエローリボンの啓発活動・実践活動に役立てていただきます。

【自動販売機運営】

自然・健康・安全がコンセプトの伊藤園の飲料をご要望に応じてラインアップします。

設置スペース：スペースに応じて自動販売機のサイズをご提案させていただきます。

・幅69～137cm ・奥行32～82cm ・高さ183cm

電源：単相100V／電気容量15A

★設置までの流れ ★設置後のメンテナンスもしっかり行います。

①お電話・FAXにて お問い合わせ、

お申し込み

②お問い合わせのご回答

③訪問・設置スペースなどの確認

④ご検討を経て成約

⑤自動販売機の設置・販売開始

よくいただくご質問 ★その他ご質問など、お気軽にお問い合わせください。

Q 今、他社の自動販売機を置いている。

A 併設や切り替えが可能な場合もございますので、現状のお悩みをご相談ください。

Q こんな場所に自動販売機を置けるのかな？

A 設置スペースとコンセントがあれば設置可能です。自動販売機のサイズもいろいろありますので、当社担当営業にご相談ください。

Q 近くに電源がない場合は？

A 設置場所の状況によって可能な場合がございますので、まずはご相談ください。

Q 電気代が結構かかるのでは？
A LED照明、断熱材の資料、学習省エネ機能、エコ・ベンダー機能など、さまざまな省電力化に努めています。

Q 販売手数料はもらえるの？
A 売り上げに応じて、販売手数料をお支払いいたします。詳しくは、当社担当営業にお問合せください。

Q 商品が売り切れになったらどうしたらいいの？

A 当社独自の「ルートセールシステム」で商品の補充を行いますので、お手をわずらわすことはありません。

Q 空容器の処分など、面倒じゃないの？

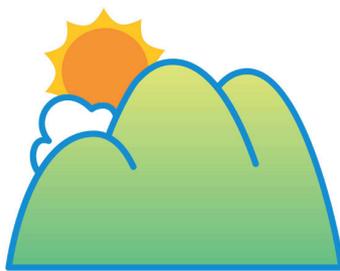
A 商品の補充を行う際に清掃と回収を行いますので、お手をわずらわすことはございません。

Q 故障やトラブルが起きた時はどうすればいいの？

A 当社担当営業が至急対応いたします。お手数をおかけしますが、担当拠点にご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社 伊藤園 広域法人営業本部
 第一部二課 織原正博
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-28-10
 TEL. 03-5371-4019
 FAX. 03-5351-1550
 E-mail: m-orihara@itoen.co.jp



昨年7月より連載させていただいております、自閉症に関わる全ての方へのメッセージ「eコラム」。個々の問題に向き合い、視野を広がるヒントが満載です。

eコラム「自立課題」と「教材グルグル」の大きな違い

「教材グルグル」という言い方をご存知でしょうか。

ある地域のある施設や学校だけで通用する特殊な用語かもしれませんが、要するに、「自閉症の人向けの教材や作業課題を、作っては崩し、作っては崩して、何度も使いまわして本人にやらせること」を指します。

例えば、施設の日中場面で、ある自閉症の利用者がボールペンの組立て作業をしているとしましょう。しかし、それは実際の工賃仕事でも何でもない。現場スタッフは、その利

用者が作ったボールペンを回収しては作業場の陰で分解しておき、彼が手持ち無沙汰になったり一定の時間がきたら、またその分解したボールペンの材料を彼に渡して、再度「ボールペンの組立てをしてください」と指示する、というサイクルになる。材料がグルグルと利用者スタッフの間を回るさまから、「教材グルグル」と言われる訳です。

ただ教材がグルグル回っているだけで、何の意味があるのか？ いや、それでも意味があるのだと、現場スタッフは言うかもしれません。それはこんな感じです。()は私の疑問。

- ・ 適度に日中の時間を過ごすために (→ただの時間つぶしじゃないか?)
- ・ 本人が好きだから (→ほかの活動や課題は実際に試してみたのか?)
- ・ 職業スキルや態度を教える (→なら、何年も同じ教材を続けている理

由は?)

- ・ いずれ実際の仕事に結びつける (→その具体的なプランは?)

確かに、教材を使って一定時間課題に取り組むことで、上記のスタッフの言い分のような効果も期待できるでしょう。しかし、同じ利用者に対して何年も同じ教材をグルグル使いまわしているだけなら、それこそ日中のプログラムは何もなく居室でゴロゴロ過ごさせている状況と五十歩百歩じゃないかと私は思います。つまり、ボールペンを崩して渡しておけば、自閉症の人は黙ってまた取り組んでくれるからそれでいいじゃないか、という安直な姿勢にスタッフは陥っていないでしょうか？

まかりまちがっても、それは、TEACCHの言う「自立課題」とは全く違う質のものです。「自立課題」の説明はまたの機会に譲りますが、

そのねらいの1つを紹介するだけでも十分でしょう。それは、

- ・ 「自立課題」に取り組むことで、達成感と自信、自尊心を培う

そういうことは教材を作っては崩す、ただそれだけの日々からは微塵も見えてきません。現場スタッフもまた、同じ境遇の輪の中にといたら、二重に憂うべき状況だと思ふのです。

(執筆: 代表 中山 清司)

「僕がそばにいたい人~ひとつでも多く僕ができることを見つけ出してくれる人」なら HAHAHA キャラ隊 台本より



第2回 はるにれの里・北摂杉の子会 ジョイントセミナー (第3回北摂杉の子会研修セミナー) 自閉症スペクトラム障害のある人たちへの 合理的配慮について学ぶ

昨年の8月に札幌市で開催しました「はるにれの里・北摂杉の子会ジョイントセミナー」を大阪府高槻市で開催します。

皆様もご存じのように、国は、2014年1月20日に障害者権利条約を批准し、2016年4月1日に「障害者差別解消法」を施行しました。

この法律により、障がいのある人の一人ひとりの困りごとに合わせた「合理的配慮」の提供が行政・事業者に義務化されました。

今回のセミナーでは、発達障害のある人に対する合理的配慮について、実践発表やシンポジウムを通して議論し、学び、今後の支援に活かすことを1つの狙いとししました。また、福祉事業所での職員による障害のある人に対する虐待事件がマスコミ等を通して、報道されています。

そうした被虐待者の約25%が重い知的障害・行動障害を伴う自閉症スペクトラム障がいのある人たちです。

その要因の一つに支援者の障害特性の理解、支援技術の不足にあることから、今回のセミナーでは、職員養成のあり方についても皆様と考えていきたいと思ひます。

ご参加をお待ちしています。

■日 時：平成28年8月26日(金)・27日(土)

※受付 9:15～ 講演 10:00～16:00

■会 場：高槻現代劇場 中ホール

■参加費：1日参加¥3,000 両日参加¥6,000(消費税込)

■定 員：400名

■主 催：社会福祉法人 北摂杉の子会/社会福祉法人 はるにれの里

■後援(予定)：全国自閉症者施設協議会・一般社団法人大阪知的障害者福祉協会

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク・大阪自閉症協会

高槻市・高槻市教育委員会

■申し込み：当法人ホームページよりお申込みいただくか、参加申込書をFAXにてお送りください。

＜プログラム内容＞

8月26日（金）

10：00～12：00 講演

自閉症スペクトラムの人へのコミュニケーション支援
～合理的配慮としての補助代替コミュニケーション～

講師：児童精神科医、京都市児童福祉センター副センター長 門 眞一郎 氏

本年4月施行となった「障害者差別解消法」により、共生社会の実現のための合理的配慮が義務付けられました。自閉症スペクトラムや重度知的能力障害の人が、補助代替コミュニケーションを選択できるようにすることも合理的配慮である、ということについてお話ししたい。

13：00～16：00 実践発表

障害特性に応じた支援と環境の提供（合理的配慮）の取り組み

①家庭での支援

講師：自閉症児の父 柚木 知之 氏

Will や passo での療育を通して学んだことを家庭でも実践するべく、家族みんな奮闘中。自閉症の特性に合った支援で、本人のできることが少しずつですが確実に増えていくことを実感している。この6年間の我が家での取り組みを紹介したい。

②グループホームでの支援 グループホームでの生活とご家族の思い

講師：共同生活援助事業所やすらぎ 主任地域支援員 吉岡 幸輝

共同生活援助やすらぎでは主にグループホームで生活されている方への支援を行っている。入居までの経緯や生活の中での取り組みを紹介し、ご本人とご家族との関係についても触れていきたいと思う。

③就労支援

講 師：ジョブジョイントおおさか 主任 山田 優

現在、ジョブジョイントおおさかでは発達障害のある方の就職に向けたサポートをしている。その事例を通して、就職されるまでの流れや働かされている現在のご様子を紹介しながら、発達障害のある方が働き続けるために必要なことについて述べたい。

④高機能の人の支援 発達障がいのある方の場づくり～当事者研究を中心に～

講 師：札幌市地域活動支援センターannapura〈アンナプルナ〉

管理者 佐藤 美和

発達障害のある方たちが社会生活を営む上で力となるものとは？当事者研究を中心に当事業所の活動を紹介させていただくとともに、当事者の生の声も交えながら、支援の工夫についても触れたい。

⑤入所施設での支援 地域移行を目指す方への特性に配慮した支援

講 師：札幌市自閉症者自立支援センターゆい 支援員 高野 達郎

ゆいでは地域移行（GH）を目指す利用者の方への入所支援を行っている。入所されてから今現在、地域移行を目指し生活されている方の自閉症特性をもとに、ご本人の特性に配慮した支援を中心に紹介していきたい。

<プログラム内容>

8月27日（土）

10：00～12：00 シンポジウムⅠ

自閉症スペクトラム障害のある人への支援を担う人材育成について考える

シンポジスト

社会福祉法人はるにれの里 共同生活援助事業所あしり 所長 真鍋 龍司

社会福祉法人北摂杉の子会 理事・地域生活支援部長 平野 貴久

社会福祉法人北摂杉の子会 スーパーバイザー 中山 清司

社会福祉法人来島会 南海学園 支援係長 西村 潤 氏

司 会

社会福祉法人はるにれの里 札幌市自閉症者自立支援センターゆい

所長 加藤 潔

どんな支援者と出会うのか…社会の中で少数派としての苦勞を抱えながら生きている自閉症スペクトラム障害の人たちにとって、とても重要なことである。支援者を育てるための取り組みや工夫について、4名のシンポジストとともに掘り下げていきたい。

13：00～13：45 行政説明

発達障害者支援法の見直しと今後の発達障害者支援について

発達障害者支援開発事業について

講 師：厚生労働省 発達障害対策専門官 日詰 正文 氏

発達障害者支援法にもとづく、国の様々な施策の内容とそのねらいを紹介したい。

13:45~16:00 シンポジウムⅡ

自閉症スペクトラム障害のある人への合理的配慮とは？

シンポジスト

①当事者から

NPO法人DDAC (発達障害をもつ大人の会) 代表 広野 ゆい 氏

②司法での支援

社会福祉法人はるにれの里 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる
地域支援マネージャー/札幌学院大学人文学部臨床心理学科 准教授 山本 彩

③大学での支援

大阪大学キャンパスライフ支援センター 特任准教授 望月 直人 氏

④地域での支援

NPO法人そらいろプロジェクト 理事長 赤松 隆滋 氏

助言者

厚生労働省 発達障害対策専門官 日詰 正文 氏

司会

北摂杉の子会 理事長 松上利男

今年の4月に「障害者差別解消法」が施行され、「合理的配慮」の提供が行政、事業者に義務化された。しかし、自閉症スペクトラム障害のある人に対する理解が進んでいないという現状がある。「自閉症スペクトラム障害⇒脳の機能障害⇒見えない障害」ということが要因としてあり、障害特性の理解に基づいた「合理的配慮」について、様々なお立場のシンポジストの方々と交えて議論し、考えていきたいと思う。

お名前、ご所属、お電話番号、参加日をご明記の上、FAXにてお申込み下さい。

FAX

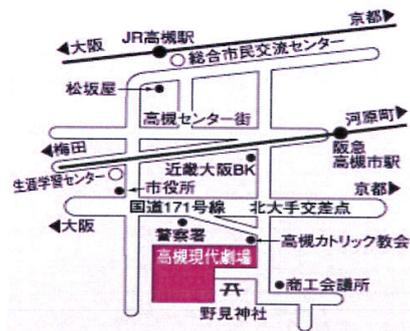
072-662-8155

<お問合せ> ☎072-662-8133 (担当: かねべ さくらもと 河辺・櫻本)

<会場/アクセス> 「高槻現代劇場 中ホール」

※定員を超えてご参加いただけない場合のみ、ご連絡いたします。

※ビデオやテープ録画録音はお断りをさせていただいております。



第2回 はるにれの里・北摂杉の子会ジョイントセミナー 第3回 北摂杉の子会研修セミナー 参加申込書

※必要事項をご記入、及び該当箇所にお印をつけていただき、FAXにてお送り下さい。

※保護者の方はご所属の欄に「保護者」とご記入ください。

ふりがな 参加者氏名	ご所属 施設/学校/機関名	ご職種等 ※当てはまるものに ○をつけて下さい	参加日 ※○をつけて下さい
		保護者/教職員/福祉職員/ その他 ()	26日/27日/両日
		保護者/教職員/福祉職員/ その他 ()	26日/27日/両日
		保護者/教職員/福祉職員/ その他 ()	26日/27日/両日
ご住所 〒			
連絡先 TEL		FAX	

※参加費振込方法

お支払方法に関しては、後日請求書を送付いたします。複数名でお申し込みの際は、請求先担当者を下記備考欄にご記入ください。なお、領収書は、銀行振込み記録をもって代えさせていただきます。ご了承ください。お申込後の参加費は返金いたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【備考欄 ご質問等ございましたら、お気軽にお書きください。】

「インクルージョンへの取り組みを ー現状と課題ー」

堀 智晴（本会会員、インクルーシブ（共生）教育研究所）

今年度の総会で話しをさせていただきました。その内容を一部変更してここに報告します。タイトルを上記のようにしました。

1、「隔離・収容」から「地域社会で共に生きる」へ

日本では、1950年代から60年代に障害児殺しや母子心中があいつぎました。そこで国は、重度の子どもについてはコロニーを全国に作り、そこで一生の生活を見ることにしました。このような障害者政策はスウェーデンなど北欧の福祉先進国と言われる国々でも初期の障害者政策として行われていました。国は全国

4月からは、差別解消法が施行されることになり、各自治体での取り組みが始まりました。奈良県では「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ができて、この4月1日から施行されました。

平成28年4月1日より、障害を理由とする差別に関する相談窓口も開設されました。相談員が相談に応じてくれます。一人で悩まず、安心してご相談しましょう。相談員は2名が障害福祉課に配置されています。相談専用ダイヤルの開設は、9時～17時（月～金）（祝日・年末年始を除く）、電話番号：0742-27-8088（※FAX兼用）、メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp となっています。

3、現状と課題

障害者権利条約の批准、また各法

コロニー網構想を立案実行して、障害者隔離・収容政策を実行したのです。

ところがこの政策は間違いであることが徐々にわかってきました。そこでコロニーを廃止し、障害者の地域移行を行うことになりました。2003年の毎日新聞に「戻っておいで古里に」という見出しの記事が載りました。そこには、<30年以上の「隔離」に謝罪>というサブタイトルがついています。資料として添付します。記事には「ユートピアのようなものができる」と期待していたが、障害者の意思は無視され、親の気持ちで入所させただけだった。地域移行によって家族に負担をかけてはいけませんが、本人が生き方を選択できるような場所を与えてあげることが大切」とかって国立コロニー設立の運動に加わった室崎副理事長の言葉を紹介しています。このような

律の改正、新しい法律の成立と施行が実現できましたが、現状は条約や法律で謳われている理念とほど遠い現状です。日本全体が庶民にとって余裕のない苦しい社会（貧困と格差の増大）になりつつあると私は考えます。こうしたきびしい現実のなかで福祉に関わる人材も不足しています。障害者自身の就労も困難、各事業所での生活やグループホームでの生活も余裕がありません。まだまだ地域社会で自分の生活ができない現状にあるとっていいでしょう。

しかし、あきらめるわけにはいきません。このような現状を直視しつつ、理念をめざす運動と地道な活動と実践をしていく必要があると思います。

私たちの会も、改正障害者基本法と県の差別をなくす条例の理念を実現するため、ながい人生を見通した取り組み、「きずな」による活動の

経過を経て、今ではインクルージョン（いろんな人が助け合う共生社会）の理念をめざすということになったのです。

2、障害者権利条約の批准、奈良県障害者条例の施行

日本は2014年に障害者権利条約を批准しました。この条約の重要な考え方としては、①当事者主体の思想（私たちのことを抜きにして私たちのことを決めないで Nothing about us without us）②地域社会で共に生きる（ソーシャルインクルージョン）ことをめざす③障害に対する考え方も医学モデルから社会モデルへと転換させる（生きにくいのは、障害によるのではなく社会的障壁のため）です。

また、この条約の批准に先立って、障害者基本法が改正され、障害者差別解消法が制定されました。今年の

展開と啓発活動、若者の居場所づくり、働く場と生きる場づくりをしていく必要があります。一歩でもインクルーシブな（いろんな人がいて助け合える）社会に近づけていきましょう。

群馬・重度知的障害者の「国立コロニー」戻っておいで古里に親の会、施設の協会がメッセージ 30年以上の「隔離」に謝罪

30年以上前に古里から離され、群馬県高崎市の山中にある重度知的障害者施設「国立コロニーのぞみの園」で集団生活を続けてきた約500人の入所者に向け、知的障害者の親らで作る「全日本手をつなぐ育成会」（約29万人）と関係福祉施設で作る「日本知的障害者福祉協会」（約3400施設）が「戻っておいで」と呼びかけるメッセージを出した。育成会の室崎富恵副理事長は「30年以上にわたって施設で生活せざるを

得なかった入所者に謝罪したい」と話している。

国立コロニーは国が管理する唯一の重度知的障害者入所施設。1950～60年代に知的障害者をめぐる殺人事件や母子心中が相次いだことを受け、67年に全国から重度の知的障害者を受け入れて開所した。現在の入所者は507人(4月1日現在)。開所時からの在籍者が多く、平均年齢は53歳に達している。

10月に独立行政法人化されるが、厚生労働省の検討委員会は今月、どんな障害があっても街で暮らすというノーマライゼーションの理念に基づき、入所者を段階的に地域へ移行するよう提言。育成会と福祉協会はこの動きを支援するためのメッセージを作成した。入所者が古里に戻るような基盤作りに全力を挙げるとし、「ご両親やご家族とともに、行政官や専門職そして市民の皆さんと

ともに、私たちはあなたたちを待っています」と呼びかけている。

かつて国立コロニー設立の運動に加わった室崎副理事長は「ユートピアのようなものができる」と期待していたが、障害者の意思は無視され、親の気持ちで入所させただけだった。地域移行によって家族に負担をかけてはいけませんが、本人が生き方を選択できるような場所を与えてあげることが大切」と話している。

厚労省の高原弘海・障害福祉課長は「検討委員会の提言を具体化するためには、さまざまな関係者の協力が不可欠だ。こうしたメッセージを出していただけるのは大変ありがたい」と歓迎している。【須山勉】



『夏がきた! どんな夏が来た?!』
夏休みがやってきましたね!

さて、この夏休みの計画は?

どんな肌の色が、どんな笑顔が、8月ラストの日に待っているのでしょうか?

毎日の食事の準備や大小のイベント、お出かけ、ちょっぴり気になる宿題?!

なかなか悩みも多いこの季節。

でも、是非、だまされた一と思っ、ちょっぴり本気モードで、

長い夏休み中、お子様に毎日の家事を分担してもらってください。

「うちの子には、まだできないわ!」

「家にいると、ごろごろして遊んでいるか、テレビ見てるか、ゲームしてるか」

などのお声が聞こえてきます。

そうですよね、進んで家事のお手伝

いしてくれるお子さん、ありえない!

でも、発想の転換、手間のかけどころの転換、ものは試し、いかがでしょうか?

お手伝いに気乗りしないお子様の言い分は、

「できない」というよりも「やり方がわからない」ため、「やり方がわかる」ようになると「自分の力でできる!」なのかも!

じゃあ、お昼ご飯は担当してね!

風呂掃除は、カビも水垢も水滴も残さず!

洗濯物は、しわを伸ばして、生乾きしないように!

なんて、いきなり高度な要求はNG!無理難題。意気消沈。

節電 消臭スプレー 床掃除 缶つぶし

“何をどうやればよいか、わかるように伝えること”、

“本人が、手助けなく自力でできること”、毎日の生活の中で見つけてみてください。

節電係 一不要なスイッチを切る、雨戸やカーテンの開け閉めなど



消臭係 一消臭スプレーをスリッパ、靴、マット、傘などに



リサイクル係 一空き缶つぶし、ペットボトルのラベル取り、スーパーなどの分別BOXに



クイックルワイパー係一掃除機は重いけど、クイックルワイパーで決まったエリア掃除



洗たく係 一干す・たたむ~フェイスタオル、ハンカチ、くつしたなど、

作業しやすいものを担当

トースト係 一トースターで焼くのはお任せ!

製氷係 一夏の間、よく使う氷のメンテナンスを担当してもらう
デザート係一ポットのお湯で作れるゼリーを作る・カルピスなどを作る

忘れてはいけないこと一

○最初に正しいやり方を教える(写真やイラストがあるとなおよい)

○アドバイスの声掛けは最小限で

○親が「これができたら、次はこれも!」と欲張らない!本人から「もっとしたい」があるまで待つ。

○「ありがとう!」「助かるわー!」出来の良しあしに関わらず、トライしたら必ず褒めて、またやろう!という意欲を。

○全行程ではなく、一部分を取り出してお任せできる活動もおすすめてです。

お風呂掃除は無理でも、洗面台をきれいにしてもらう

食器洗いは苦手でも、お箸やスプーンのかたづけを担当

お米を計るところと、炊飯スイッチを入れる担当などなど。

でも、毎日の繰り返しの中で、少しずつできることを増やしていくと、8月末には全行程お米が炊き上がるまで担当してもらえるようになるかもしれません。ほかの活動も！

我が家では、中学の時、夏休み中の部活の体操服と水着だけは、洗濯機に入れて、洗って、干してもらっていました。これひとつで、ストレスフルなこちらの気持ちが楽になりました。

ありがたいですね、目の付け所ひとつで、できることが少しでも増えて、しかも「ありがとう」って伝える場面がある日常生活。

どうぞみなさま、夏休み前よりも、日焼けしたお子様方やご家族の笑顔が、より一層眩しく輝く、充実した夏休み明けでありますように。



2016年度 自閉症eサービス 公開講座

働くことを 構造化する

参加費

年間パスあり(1000円)
年間パスなし(4000円)

(定員400名)



自閉症支援に長年携わってこられた寺尾先生の経験から、現在の自閉症支援に対するメッセージ。

自閉症支援のエキスパートである、寺尾先生・中山先生両名と一緒に、事例について様々な角度から検討します。

14:00～
寺尾先生の講演

15:30～
事例検討(2事例)
【アドバイザー】
寺尾孝士(社会福祉法人栗山ゆりの会)
中山清司(NPO法人自閉症eサービス)



日程 2016年8月27日(土)

時間 14:00～16:30
(13:30開場)

場所 たけまるホール
奈良県生駒市北新町9-28

講師 寺尾 孝士
(社会福祉法人栗山ゆりの会)



お申込・お問い合わせ

自閉症eサービス@奈良 事務局
(社会福祉法人いこま福祉会かざぐるま内)

FAX 0743 - 77 - 6868

URL <http://esnara.jimdo.com/>

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行